

上越市選挙管理委員会告示 第 24 号

令和 6 年 4 月 21 日執行の上越市議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 141 条第 5 項及び第 143 条第 1 項並びに上越市公職選挙法等執行規程（平成 4 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 4 条第 1 項、第 13 条及び第 14 条に規定する上越市選挙管理委員会が候補者に交付する選挙運動用自動車表示板、選挙運動用拡声機表示板、街頭演説用標旗、乗車用腕章及び街頭演説用腕章に押すべき上越市選挙管理委員会の印は、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 23 条において準用する上越市公印規則（昭和 47 年規則第 49 号）第 9 条第 1 項の規定により刷り込むものと定めた。

令和 6 年 4 月 14 日

上越市選挙管理委員会
委員長 澤 海 雄 一